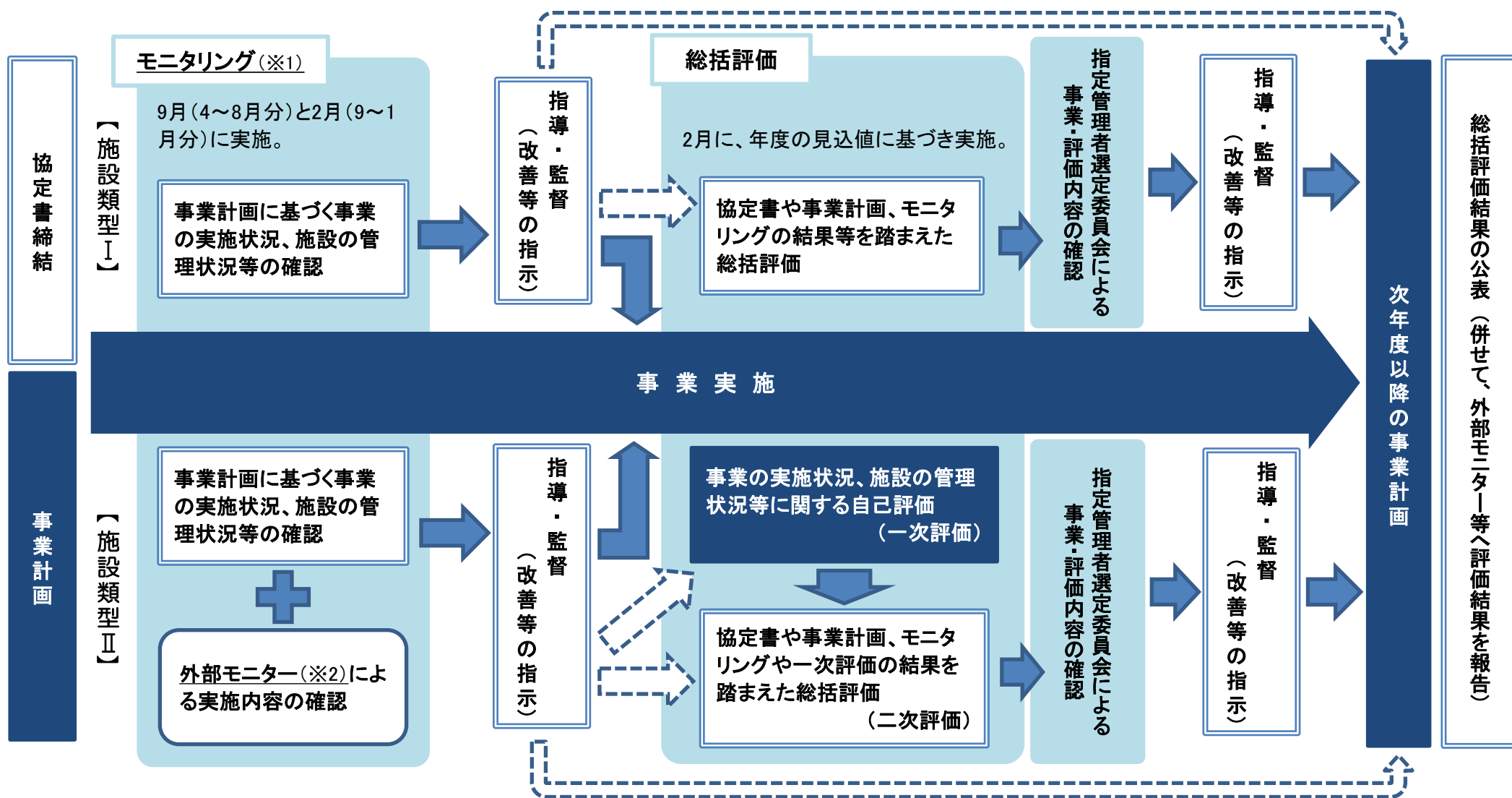


指定管理施設に対するモニタリング評価のフローチャート

資料No.6



【施設類型Ⅰ】 公募施設であって、かつ、使用・利用に制限の有る施設及び非公募施設

【施設類型Ⅱ】 公募施設であって、かつ、使用・利用に制限の無い施設

(※1) モニタリング

各種報告書や利用者アンケートの確認、実地調査により行う。

(※2) 外部モニター

外部の視点による確認を実施。各施設の運営やその分野に一定の識見を有する者を想定。(例: 関係審議会の委員)